

次期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の推進体制について（案）

I. 全体の構成等

- 次期健康・医療戦略等の策定にあわせ、各論について議論する場として、推進本部の下に7つの協議会を設置。
 - ・ 研究開発に係るものとして、新プロジェクトの領域毎に協議会を設置。ただし、研究開発基礎基盤プロジェクトは内容が多岐にわたるため、協議会は設置しない。
 - ・ 新産業創出・国際展開に係るものとして、健康・医療分野全体の新産業創出に関する協議会、国際展開に関する協議会をそれぞれ設置。
 - ・ 研究開発、新産業創出の双方に係るものとして、データ利活用基盤に関する協議会を設置。
- 事務局は内閣官房健康・医療戦略室及び各協議会の設置目的に最も関係の深い省庁の共同事務局とすることを基本としつつ、検討状況や関係省庁間の連携の進展に応じて、可能なものから各省庁の単独事務局に移行する。
- 設置時期は、次期戦略が開始する2020年4月とする。ただし、必要に応じ、先行的な設置を行うことを妨げない。
- なお、新たな協議会の構成員や設置要綱等については引き続き検討する。

II. 各協議会の方向性

1. 医薬品開発協議会【事務局：戦略室・厚労省】
創薬支援ネットワークに限らず、医薬品開発全般に関して検討を行う場とする。
2. 医療機器・ヘルスケア開発協議会【事務局：戦略室・経産省】
医療機器だけでなく、新PJにあわせてヘルスケア関係の研究開発も対象とする。
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会【事務局：戦略室・文科省】
新PJにあわせて新設する。
4. ゲノム医療協議会【事務局：戦略室・厚労省】
ゲノム・データ基盤の整備、ゲノム研究及び医療実装の推進に向けた取組を検討する場とする。
5. 健康・医療新産業協議会【事務局：戦略室・経産省】
次世代ヘルスケア産業協議会と健康・医療戦略ファンドタスクフォースを統合し、健康・医療分野全体の新産業創出を検討する場とする。
※1～4の協議会の領域に係る新産業創出に関することは、本協議会で取り扱う。
6. 健康・医療国際展開協議会【事務局：戦略室】
医療国際展開TFと同様に、健康・医療分野全体の国際展開を検討する場とする。
7. 健康・医療データ利活用基盤協議会【事務局：戦略室・厚労省】
次世代医療ICT基盤協議会と同様に、データ利活用基盤を検討する場とする。